

新潟市住民基本台帳カード交付事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、住民基本台帳カード交付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 交付申請の受理

(1) 住民基本台帳カードの交付申請があったときは、次に掲げる事項について確認するものとする。

ア 申請者が本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

イ 住民基本台帳カードの交付を受けたことがある申請者にあつては、カード運用状況（住民基本台帳カードの本来利用領域が運用中、一時停止、廃止のいずれかの状況にあること又は住民基本台帳カードが回収されていることをいう。以下同じ。）が廃止又は回収であること。

(2) 住民基本台帳カードの交付申請があったときは、当該申請が確実に申請者の意思に基づくものであると確認した場合を除き、文書により申請の事実について申請者に照会し、照会の日から起算して20日の期限を付して回答を求めるものとする。申請者への照会は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便とする。

(3) (2)の当該申請が確実に申請者の意思に基づくものであると確認した場合は、次のいずれかに該当するときをいう。なお、法定代理人による申請の場合は、あわせて戸籍謄本（3か月以内に交付を受けたものに限る。本籍地が市内各区の場合を除く。）、後見登記等の登記事項証明書又は裁判書の謄本その他その資格を証明する書類の提示が必要である。確認した書類については、交付申請書類とともに保存する。

ア 半導体集積回路が組み込まれた運転免許証、在留カード及び特別永住者証明書（以下「運転免許証等という。」）については、券面表示ソフトウェアを使用して半導体集積回路に記録された情報（氏名、生年月日、有効期限、顔写真等）を券面事項と一致することを確認した場合。

イ 住民基本台帳カード（交付時点ですでに有効であつて、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、4-(2)の法定代理人に交付する場合を想定している。）、運転免許証等（アに該当する場合を除く）、旅券、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障がい者福祉手帳（本人の写真が貼付されたものに限る。）のいずれか1点以上を含む戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第11条の2第1号（ア及びイにおいて、すでに掲げた書類を除く）、規則第11条の2第2号イ及びロ、新潟市戸籍施行規則により市町村長が適当と認める書類等に関する要領（平成20年5月1日制定）第2条第1項及び第2項により規定する書類及びこれに準ずる書類2点以上の提示を受けた場合。

(4) (2)の回答書が期限内に提出されないとき、又は申請者の意思に基づかない申請であることが明らかになったときは、申請は受理しない。

(5) 様式2の住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第2の住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする申請者からは、次の

規格を満たした写真で、裏面に氏名を記載したものの提出を求めるものとする。
なお、提出された写真が本人確認書類として不相当であると認められるときは、本人確認書類としてふさわしい写真を提出するよう求めるものとする。

- ア 申請者本人のみが撮影されたもの。
- イ 申請前6か月以内に撮影されたもの。
- ウ ふちなしで、縦45ミリメートル、横35ミリメートルのもの。
- エ 無帽で正面を向いたもの。
- オ 背景（影を含む。）がないもの。

(6) (5)の本人確認書類として不相当な写真とは、次のようなものをいう。

- ア 不鮮明なものや変色したり影のあるもの。よごれやキズのあるもの。
- イ 照明が眼鏡に反射したもの、濃い色の眼鏡をかけたもの、髪が目にかかっているもの等目元がはっきりしないもの。カラーコンタクトレンズ装着のもの。
- ウ ヘアバンド、大きなリボン、スカーフ等で髪や首をおおっているもの。
- エ 表情が平常と著しく異なるもの（泣いたり、極端に笑っているもの等）。
- オ 胸元の大きくあいた服装のもの。
- カ 顔や首がかくれるような服装のもの（大きくたった襟や襟巻き等）。

3 発行

- (1) 住民基本台帳カードを発行する際は、特に様式2の住民基本台帳カードにおいて写真の取り違え等が生じることのないよう、その表面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。
- (2) 顔写真は、原則として申請者本人の提出した写真をスキャナより取り込むものとし、電子ファイルでの顔写真の受領は行ってはならない。

4 交付

- (1) 住民基本台帳カードの交付は原則として申請者本人に対して行い、暗証番号の設定は申請者本人に行わせるものとする。
- (2) やむを得ない理由により申請者の指定した任意代理人に対し住民基本台帳カードを交付するときは、任意代理人より次に掲げる書類の提出又は提示を受けるなどして確認を行い、暗証番号は申請者より届出のあったものを職員が設定するものとする。
 - ア 2-(2)の回答書
 - イ 申請者の指定の事実を確認するに足る資料として、申請者本人の規則第11条の2第1号、同条第2号イ、新潟市戸籍法施行規則により市町村長が適当と認める書類等に関する要領（平成20年5月1日施行）第2条第1項に規定する書類及び代理権通知書
 - ウ 任意代理人を特定するために2-(3)ア又はイに掲げる方法又は書類により確認を行う。なお、提出された書類は複写して交付申請書類とともに保存すること。
- (3) 住民基本台帳カード交付の際、次に掲げる事項について口頭又は書面により説明するものとする。
 - ア 住民基本台帳カードの暗証番号には生年月日など容易に推測できるものを用いないこと。
 - イ 住民基本台帳カードの利用に際しては、原則として申請者自身がカード

リーダライタへのカードの抜き差し及び暗証番号の入力を行うこと。

ウ 暗証番号の入力を連続3回失敗した場合は、住民基本台帳カードがロックされること。

エ 住民基本台帳カードがロックされたときは、本人確認を行ったうえで暗証番号の再設定を行うこと。

オ 住民基本台帳カードの記載事項に変更が生じた場合は届出を行うこと。

カ 国外転出をする場合や失効したときは、住民基本台帳カードを返納すること。

キ 住民基本台帳カードは精密機器であるため、取り扱いには十分注意すること。

5 再交付

(1) 住民基本台帳カードの交付を受けている者から、住民基本台帳カードの再交付の申請があったときは、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、申請書の提出とあわせて、住民基本台帳カードの返納を受けるものとする。

(2) 住民基本台帳カードの返納を受けた場合は当該カードの運用状況を廃止及び回収とし、紛失等により返納を受けることができない場合は当該カードの運用状況を廃止としたうえで、申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、申請を受理するものとする。

(3) 申請者の本人確認、カードの発行、交付及び任意代理人が申請書及び回答書を持参した場合については、2-(2)から4に準じて処理を行うものとする。

6 有効期間内交付

(1) 住民基本台帳カードの交付を受けている者から、有効期間内交付の申請があったときは、現に交付を受けている住民基本台帳カードの提示を受けることにより、申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、申請を受理するものとする。

(2) カードの発行、交付及び任意代理人が申請書及び回答書を持参した場合については、2-(2)から4に準じて処理を行うものとする。ただし、新たなカードは現に交付を受けている住民基本台帳カードと引き換えに交付するものとし、交付に際しては、現に交付を受けている住民基本台帳カードの運用状況を廃止及び回収とするものとする。

7 記載事項の変更

住民基本台帳カードの交付を受けている者から、住民基本台帳カードの記載事項の変更届出を受けたときは、その者に係る住民票の記載に基づき、当該カードに変更後の事項を追記するものとする。

8 一時停止及び一時停止の解除

(1) 住民基本台帳カードの交付を受けている者から、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けたときは、直ちに当該カードの運用状況を一時停止とするものとする。なお、電話による届出や任意代理人による届出も受理するものとする。

(2) 住民基本台帳カードの交付を受けている者から、一時停止の措置を行った住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けたときは、発見した住民基本台帳カードの提示を受けるとともに、2-(2)に準じて、届出者が当該カードの正当

な保有者であることを確認したうえで、当該カードの運用状況を運用中とするものとする。なお、任意代理人が届出書及び回答書を持参した場合については、2-(2)及び4に準じて処理を行うものとする。

9 暗証番号の変更

住民基本台帳カードの交付を受けている者から住民基本台帳カードの暗証番号の変更の申請を受けたときは、現に設定されている暗証番号の照合により、申請者が当該カードの正当な保有者であることを確認したうえで、申請者本人に新たな暗証番号の設定を行わせるものとする。なお、任意代理人が申請書及び回答書を持参した場合については、2-(2)及び4に準じて処理を行うものとする。

10 暗証番号の再設定

住民基本台帳カードの交付を受けている者から、住民基本台帳カードの暗証番号を忘失し又は暗証番号の照合に失敗し、暗証番号の照合が実施できず、暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になったことにより、住民基本台帳カードの暗証番号の再設定の申請を受けたときは、2-(2)に準じて、申請者が当該カードの正当な保有者であることを確認したうえで、申請者本人に新たな暗証番号の設定を行わせるものとする。なお、任意代理人が申請書及び回答書を持参した場合については、2-(2)及び4に準じて処理を行うものとする。

11 返納

(1) 住民基本台帳カードの交付を受けている者からカードの返納を受けたときは、当該カードの運用状況を廃止及び回収とし、廃棄するものとする。

12 照会書の様式

2-(2)に係る照会書の様式は別記のとおりとする。

附 則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。